

労働安全衛生規則の一部改正について

1 ストローク端による危険の防止(第108条の2)

<< 現状 >>

機械のストローク端による危険防止措置は、工作機械を対象に規制(第112条)

<< 課題 >>

機械の高機能化により、工作機械以外の機械のストローク端による死亡災害も散見

<< 対応案 >>

当該リスクを有する機械に対し、ストローク端による危険防止措置を講じることを規定



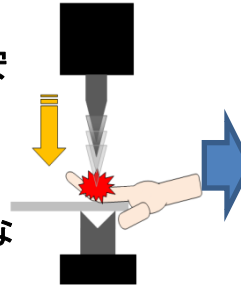
2 プレス等による危険の防止(第131条及び附則)

<< 現状 >>

①プレス機械については、スライドによる危険防止措置を講じることとなっている。(第131条)

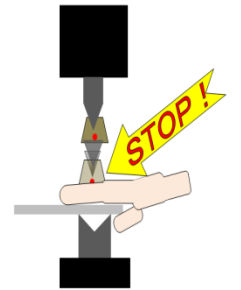
<< 課題 >>

プレスブレーキにおいては、作業効率性のため、安全装置を設置せずに被災する割合が高い。
一方、プレスブレーキの作業特性を考慮した新たな専用の安全装置が開発されている。



<< 対応案 >>

プレスブレーキ用レーザー式安全装置が適切にプレス機械に設置、使用される要件を規定する。
例えば、スライドの速度を安全な低スピードに維持することができるプレスブレーキに設置することなど。



レーザー式安全装置

②プレス機械の安全装置の一種として手払い式安全装置も使用可

手払い式安全装置では、足踏みでスライドを起動し、手が払いきれずに被災する災害が散見。
主要国でも、このような安全装置の使用を認めていない。

手払い式安全装置については、原則使用禁止にし、当面の間、一定の両手操作式のプレス機械に取り付ける場合に限り使用可とする。

